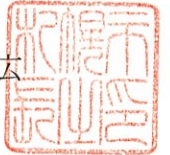


地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務の指定公金事務取扱者を指定したので、札幌市会計規則第39条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月28日

札幌市長 秋 元 克 広



- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者の名称及び所在地
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル4階
弁護士法人ブレインハート法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年9月24日
- 3 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年9月28日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した収納金の種類
札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収債権（元利償還金及び違約金）のうち、札幌市が指定するもの
- 5 委託期間
（自）令和 8年 9月 28日
（至）令和 9年 3月 31日